

直送済

令和5年（ワ）第40号 差止請求事件
原告 特定非営利活動法人消費者機構日本
被告 山梨県知事長崎幸太郎

被告証拠説明書（乙1～乙5）

令和6年3月26日

甲府地方裁判所 民事部 合議A係 御中

被告訴訟代理人弁護士 足立 格

号証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作成者	立 証 趣 旨
乙1	キャリア形成プログラムについて	写し	H31.3 山梨県	地対協におけるキャリア形成プログラムに関する協議内容
乙2	地域枠医師の義務年限違反に対するペナルティの設定について（照会）	写し	R2.5 山梨県	本件キャリア形成契約書に違約金条項を導入するに当たり、地対協に意見照会したところ、圧倒的な賛成多数であったこと。
乙3	山梨県地域枠医師等キャリア形成プログラムの改訂について	写し	R3.3 山梨県	地対協における本件キャリア形成契約書への違約金設定に関する協議内容
乙4	医師派遣等に係る事業費について	写し	R6.3 山梨県	山梨大学から対象公的医療機関に医師派遣を行う際、山梨県は、当該医療機関へ

					<p>の医師派遣等に係る事業費として、少なくとも医師1名あたり750万円/年もの補助金の支出を要すること。</p> <p>医師の平均的な報酬は1428万円/年であること。</p>
乙5	医療分野適正有料職業紹介事業者（東京都）の手数料設定状況	写し	R6.3	山梨県	<p>東京都の医療分野適正有料職業紹介事業者は、その半数が、派遣される医師に支払われる年間の報酬の100%を紹介手数料の上限として設定していること。</p>

以上